平成27年 9月 3日

川崎市議会議長 石 田 康 博 様

麻生区在住者 ほか 57名

川崎市立小学校・中学校の学校図書館に、専任、専門、かつ常勤の学校司書を計画的に配置することに関する請願

請願の要旨

- 1 本市では、平成27年4月から小学校図書館に7人の学校司書が配置されました。これは、各区1校計7校をモデル校として選定したことによりますが、その内容は、長年私たちが要望してきたものとは大きく異なるものでした。 教育委員会は現状のモデル校の内容のままで検証しようとしていますが、「専任、専門、かつ常勤の学校司書」への改善を強く求めます。
- 2 モデル校の学校司書を「専任、専門、かつ常勤の学校司書」に内容を改善 した後に検証を行い、その上で市立小学校・中学校全校の学校図書館に、内 容の充実した専任、専門、かつ常勤の学校司書配置が計画されることを望み ます。
- 3 現在策定中の教育大綱に、本市の教育における学校図書館と学校司書についての今後の構想が明記されるように働きかけてください。

請願の理由

財政難の折にもかかわらず、教育に関わる新規事業に予算が付きましたこと、 関係各部署、市議会の皆様にお礼を申し上げます。本市の学校図書館は、新し い段階に入りました。しかしその内容は、学校図書館が学校教育に真にいかさ れ、かつ今後目指してほしい学校司書像を示すものではありませんでした。全 国に誇れるような学校司書配置になってほしいという願いを込めて、以下の点の改善を求めて請願いたします。

モデル校の学校司書が「専任、専門、かつ常勤」に改善されることを求めま す。

今回の募集要項の目的に示されたのは、「各小学校の図書館にいて、システムによる蔵書の管理、図書の貸出・返却、学校図書館運営の補助やボランティアへの支援をする。」、また勤務時間は、1回3時間・1日2回勤務も可、年間150日以内、資格も問わず、学校長の推薦によるという内容でした。この限られた条件の中で、モデル校司書がそれぞれ工夫して仕事を行っている様子は、7月14日の「宮前区小学校図書ボランティアの会」主催懇談会での教育委員会からの巡回報告で伺い知ることができました。しかし、現実的には課題が多くあります。モデル校は、検証の場であるとされていますので、本市の学校図書館の更なる発展のために「専任、専門、かつ常勤の学校司書」の条件へ変更し、検証を行ってください。

改善点

1 「学校図書館法の一部を改正する法律要綱 第二 施行期日等(附則関係)」の「二」には、「国は、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。」と記されています。このように、国も学校司書の職務は専門的知識及び技能が必要と判断しています。それにもかかわらず、モデル校の募集要項には、資格を問われていませんでした。

学校における「読書」・「学習」・「情報」の拠点施設である学校図書館で、 各学校の特性を理解し、資料・情報の専門家として、読書だけでなく児童及 び教職員に対して学習面から寄与することができる専門職員としての学校司 書を配置してください。

2 学校司書が、職員の一員として打合わせなどに参加することにより、学校 行事やカリキュラムを把握して学校教育の展開に協力する支援の在り方が見 えてくると思いますが、おのずと個人情報保護に配慮する必要があり、現状 の保護者や地域の方もいる学校司書ではそぐわないものがあります。学校長 推薦ではなく、学校の職員として位置付けられる採用に変更をお願いします。

- 3 現在自己負担となっている勤務時間内のけが等に対し、公費による保険を 適用し、安心して働ける環境を早急に整えてください。
- 4 児童在校中及び授業中に、学校図書館が開館し学校司書が常駐している状況にするためには、現在の勤務時間・日数、すなわち「1回3時間・1日2回勤務も可、年間150日以内」では足りません。現状の時間内では司書教諭との打合わせができず、連絡ノートを活用しているという事例があると聞いていますが、これでは図書ボランティアの延長線上程度の働きしかできません。1日6.5時間、週4~5日の勤務に改善してください。
- 5 研修については、現在は「年6回の総括学校司書研修のうち4回に参加を促す」となっていますが、各校に常駐する学校司書の職務内容は、巡回型の総括学校司書とは全く異なります。専任の学校司書は、児童一人一人に本を手渡すことや先生方へ授業支援として必要な資料、情報の提供ができます。そのための資質向上として、オリエンテーションの工夫、児童に効果的な掲示や声かけの方法、購入図書の選び方等、図書館システムの運用・活用、また各自の経験交流のために、学校司書の業務内容に特化した独自の研修をお願いします。
- 6 現在支給されていない交通費について、勤務時及び上記の研修参加時の交 通費支給を検討してください。

本市の学校教育の中に学校図書館が位置付けられるためには、上記のようにモデル校の学校司書の内容を改善し、専任、専門、かつ常勤の学校司書を配置し、その検証の後に、市立小学校・中学校の全校配置への計画を立てることが必須と考えます。

策定された「教育プラン」には、学校図書館は「豊かな心を育む」の項の「読書のまち・かわさき事業」に位置付けられ、「学校司書の適正配置につとめる」となっていますが、現在策定中の教育大綱では、学校図書館をどのように教育の中にいかすのか、そのために学校司書にどのような仕事をしてほしいのか、市としてのビジョンを示していただきたいです。

文部科学省が教育委員会に通知した「学校図書館法の一部を改正する法律

の公布について」には、「学校教育において、児童生徒の確かな学力の育成には、言語活動や探求的な活動、読書活動等の充実のための学校図書館の重要性が一層高まっていることに鑑み、学校図書館の運営の改善・向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利活用の一層の促進に資するために学校司書を置くよう努めるものとするものです。」と記されていました。市として、学校教育における学校図書館活用のビジョンを教育大綱に示してください。

紹介議員

廣田健 沢 明 沼 和 勝 久 織 田 勝 又 光 江 /\ \blacksquare 理恵子 月 本 琢 也 勝 添 田 三 宅 隆 介 辺 あつ子 渡